

明治大学宛の通牒と比べると、抽象的で、退学についての言及がないが、これは時期が一カ月以上早いからであろう。明治大学宛と同じ通牒が京大に一二月に送られたかどうかは確認できていない。なお、学籍簿によると、朝鮮台湾出身の徴集者の比率はかなり高く、実際に非志願のため休学になった者もいたことが分かる（後述）。

(5) 大学院特別研究生制度

大学院学生については、前述のように二五から二六歳までは在学中の徴集を猶予されることになっていたが、それだけでなく一定程度の学生について、兵役を免除して研究に専念させる特別研究生制度が制定された。⁽³⁸⁾これは、短縮された学部教育を補うとともに、若手研究者の確保・育成を図るものであった。一九四三年九月二九日公布の大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件（文部省令第七四号）によると、研究年限を第一期二年、第二期三年とし、「人物優秀、身体強健ニシテ高度ノ研究能力ヲ有スル者」を大学が推薦し、文部大臣が認可する形をとっていた。そして学資を月九〇円支給される代わりに、⁽³⁹⁾研究年限の一・五倍の期間文部大臣の指定に従い就職する義務を有していた。特別研究生制度が適用される大学は、七帝国大学以外には、官立単科大学三（東京商科大学・東京工業大学・東京文理科大学）、私立大学二（慶応義塾大学・早稲田大学）に限られていて、一九四三年の第一回選考では右の一二大学の合計四三四人が選出され、うち東大からは一一一人、京大からは七九人（文一二、法一一、経済四、理一一、医一〇、工二一、農一〇）であった。⁽⁴⁰⁾また、翌一九四四年の第二回選考では、文科系がはずされ、全国で三五〇人、うち東大から八八人、京大から五二人（理一二、医七、工二三、農一〇）が選出されていた。⁽⁴¹⁾

4 京大における実態

(1) 各種壮行行事の開催

徴集猶予停止から入隊までは二カ月、しかもその間に一〇月二五日から一一月五日まで臨時徴兵検査がそれぞれの本籍地で行われるため、非常に限定された時間しか残されていなかった。徴集猶予停止の学部・学科におけるこの間の授業のあり方は、一〇月一二日以降講義は午前中のみとし、午後は軍事教育を中心とした錬成に充てるとされた「Ⅲ—2—5」。

また、この期間には各種の壮行行事が催されていた。『京都帝国大学新聞』に掲載されている分だけでも、左記のとおりになる「Ⅲ—2—5・6・9・14・17」。

- 一〇月二日 法学部、護国神社・上賀茂神社参拝
- 一三日 経済学部、護国神社・上賀茂神社参拝
- 一七日 石清水八幡宮における祈願祭（同学会主催）
- 一八日 善波周講演「征で立つ人に」（学生課主催）
- 一九日 征途に誓ふ会（同学会主催）
- 二二日 川田順講演「生死と歌心」（学生課主催）
- 二三日 玖村敏雄講演（尊攘堂大祭記念講演）
- 十一月 八日 出征記念旗掲揚式
- 一〇日 「南方を語る座談会」（学生課主催）
- 能楽鑑賞会（文化部主催）
- 一一日 学徒出陣壮行の夕（同学会音楽部・映画部主催）
- 半島同胞出陣の夕（朝鮮奨学会主催）
- 一三日 法隆寺鑑賞会（一四日、学生課主催）
- 一四日 法学部、鍊成大行軍

大阪第二飛行場見学会・同乗飛行（航空部主催）

学内壮行射撃大会（射撃部主催）

座談会（西谷啓治・木村素衛・高山岩男）

一七 鈴木大拙講演「禪に就て」

一八 壮行会（文学部学友会主催）

二〇 壮行大講演会（法学部主催）

壮行会（有信会主催）

この他、学科や教室単位でも多くの行事が催されたと思われる。例えば、当時農学部教授だった橋本伝左衛門の回想によれば、農学部農林経済学科では一月一〇日から一日にかけて、全学年の学生と教室職員のほとんど全員で河内の楠木正成の遺跡巡りを実施したという。⁽⁴²⁾

こうした一連の壮行行事の集大成となったのが、一月二〇日に農学部グラウンドで催された全学の壮行式である「Ⅲ—2—19」。式の次第は次のとおりであった。⁽⁴³⁾

学生集合 八、〇〇

学生整列完了 八、二〇

総長入場 八、三〇

国民儀礼

宮城遙拝、黙禱、君ヶ代奉唱

大詔捧読

総長式辞

代表学生答辞

分列式

海ゆかば斉唱

聖寿万歳

京都帝国大学万歳

壮行式終了

総長発声

学生代表発声

九、三〇

この日は快晴だったらしい（本書第二卷「Ⅳ 聞き取り記録」一〇六頁）。一月二五日の評議会での報告によると、参列学生の数は、入営・入団学生が一、七八〇人、残留学生が二、七八九人であった。⁽⁴⁴⁾ 式辞に立った羽田亨総長は、「平時に当つて、世の指導者として諸子の力に俟つところが、国民の総力をあえて軍国のことにつくすべき時局下において、更に強く戦陣の裏にもとめらるるのに外ならぬのである」と学徒としての役割を強調した上で、「くれぐれも戒むべきは、血気の勇に逸つて、無益にとりかへし難い運命を招致してはならぬことである。君国のため、壮き尊き命の今日ほど軽んずべき時はないとともに、また今日ほど重んずべき時もない」と無駄に命を捨てぬよう述べている。しかし、一方で「白亜館裏城下のちかひを見るまでは、鞘に返らぬ剣である」と勝利の日までは帰らぬよう、と強い言葉で送り出している。⁽⁴⁵⁾ 「Ⅲ—2—23」。

『京都帝国大学新聞』によると、総長式辞の後、右の式次第にはないが医学部四回生福住一三が残留学徒を代表して送辞を述べ、続いて法学部三回生吉村敏夫が出陣学徒を代表して答辞を述べている。

式の終了後、出陣学徒は北部構内から本部構内にかけて分列行進し、正門から出て平安神宮に参拝し、解散している。その翌日には、同じ平安神宮で京都市主催の出陣学徒武運長久祈願祭並びに壮行会が催され「Ⅲ—3—27」、公式の壮行行事は終わった。⁽⁴⁶⁾

(2) 入隊

① 一九四三年二月

一九四三年二月時点の徴集者数については、表Ⅱ—1に示してあるが、ここでは徴集猶予停止学部と徴集猶予学部とに分けて表示した「表Ⅰ—3」。従来徴兵検査においては、結果は甲乙丙丁の各種に区分され、甲種と第一乙種・第二乙種は現役に適すると判定された者、丙種は現役には適さず国民兵役とする者、丁種は体が小さいか身体精神に異常があり兵役に適さないとされた者、

となっていた。しかし、この時期には第三乙種が設けられ、現役への基準が緩和されていた。

表Ⅰ-3のとおり、一九四三年一二月の徴集者数は全学で一、九五七人、当時の在学者の三七・七％になった。⁽⁴⁷⁾この数値は当然のことながら、徴集猶予が停止された学部と継続された学部とは大きく異なる。徴集猶予が停止された文・法・経済学部および農学部の農学科・農林生物学科・農林経済学科では、一、九五〇人、六五・六％が徴集されたのに対して、理・医・工学部および農学部の林学科・農林化学科・農林工学科ではわずか七人、〇・三％にとどまっていた。

学部や入学年月によって多少の違いはあるが、徴集猶予停止の学部では、在学者の六割から七割程度が徴集されたことになる。ちなみに、これは嵯川が徴集者数の算出に利用していた東京商科大学の数値（一九四二年四月入学者八〇・四％、一九四二年一〇月入学者八七・六％、一九四三年一〇月入学者六七・四％）よりやや低い。⁽⁴⁸⁾ただし、京大の場合でも経済学部に限ってみれば京商大の数値とほぼ同じになる。経済系以外の学部ではなぜ若干徴集者の比率が低くなるのか、単なる偶然なのか、不明である。

また、逆に言えばこの一九四三年一二月の段階でも在学者の三分の一は残留していたことになる。これ以前に徴集されてすでに帰還している者や、この後

表Ⅰ-3 学部別1943年12月徴集者

	学部	入学年月	在学者	徴集者	徴集比率
徴 集 猶 予 停 止 学 部	文学部	1941年4月以前	27	5	18.5%
		1942年 4 月	132	84	63.6%
		1942年10月	184	142	77.2%
		1943年10月	133	71	53.4%
		小計	476	302	63.4%
	法学部	1941年4月以前	47	10	21.3%
		1942年 4 月	407	308	75.7%
		1942年10月	469	323	68.9%
		1943年10月	480	249	51.9%
		小計	1403	890	63.4%
	経済学部	1941年4月以前	25	4	16.0%
		1942年 4 月	270	218	80.7%
		1942年10月	272	239	87.9%
		1943年10月	272	157	57.7%
		小計	839	618	73.7%
	農学部 A	1941年4月以前	8	0	0.0%
		1942年 4 月	81	56	69.1%
		1942年10月	81	45	55.6%
		1943年10月	83	39	47.0%
		小計	253	140	55.3%
	徴集猶予 停止学部 合計	1941年4月以前	107	19	17.8%
		1942年 4 月	890	666	74.8%
		1942年10月	1006	749	74.5%
		1943年10月	968	516	53.3%
		計	2971	1950	65.6%
徴 集 猶 予 学 部	理学部	1941年4月以前	9	0	0.0%
		1942年 4 月	80	3	3.8%
		1942年10月	81	0	0.0%
		1943年10月	124	1	0.8%
		小計	294	4	1.4%
	医学部	1941年4月以前	119	0	0.0%
		1942年 4 月	140	0	0.0%
		1942年10月	155	0	0.0%
		1943年10月	170	1	0.6%
		小計	584	1	0.2%
	工学部	1941年4月以前	38	0	0.0%
		1942年 4 月	339	1	0.3%
		1942年10月	369	0	0.0%
		1943年10月	378	0	0.0%
		小計	1124	1	0.1%
	農学部 B	1941年4月以前	10	0	0.0%
		1942年 4 月	62	1	1.6%
		1942年10月	74	0	0.0%
		1943年10月	65	0	0.0%
		小計	211	1	0.5%
	徴集猶予 学部合計	1941年4月以前	176	0	0.0%
		1942年 4 月	621	5	0.8%
		1942年10月	679	0	0.0%
		1943年10月	737	2	0.3%
		計	2213	7	0.3%
総 計			5184	1957	37.7%

注 農学部Aとは、農学部のうち徴集猶予停止となった農学科・農林生物学科・農林経済学科を、農学部Bとは、徴集猶予が継続された林学科・農林化学科・農林工学科を指す。

に徴集された者を除いても、一定程度の学生は最後まで徴集されることはなかった。⁽⁴⁹⁾その理由としては、(i) 徴兵検査で丙種・丁種と判定された、(ii) 徴兵適齢に達していなかった、等が考えられるが、(ii) はごく僅かであり、(i) に関しては前述のように徴兵検査の結果が学籍簿には反映されていないので判断できない。徴集されなかった理由は、今回の調査研究では明らかにすることができなかった。

② 朝鮮・台湾出身者

一方、朝鮮・台湾出身者の徴集については、制度的枠組みは前章(4)で述べたとおりであるが、京大からの徴集者

数については表Ⅱ—2およびⅡ—3のとおりである。彼らは内地出身者より一カ月あまり遅れて一九四四年一月二〇日に一斉に入隊するが、朝鮮出身者では法学部の一七人(うち二人は入学前徴集)を筆頭に文学部六人、経済と農学部各一人の合計二五人、台湾出身者では、法学部三、経済学部二、農学部一の合計六人が学籍簿から確認された。さらに、もう少し細かく見ていくと、法学部一九四二年一〇月入学のある朝鮮出身者の学籍簿には「特別志願兵に志願せざるため休学」と記載されており、前述の文部次官からの通牒が実際に適用されたことが分かる。そして他にも一九四四年一月前後に「休学」とされている学生生徒も文学部で三人、法学部で四人いることが分かつ

表Ⅰ—4 朝鮮・台湾出身徴集者

学部	1944年1月 在学者	1944年1月 徴集者	徴集年月 日不明	徴兵検査 で丙種	休学者	残留学徒
文	13	6	0	0	3	4
法	24	17	1	1	4	1
経済	3	2	1	0	0	0
農	3	1	1	0	0	1
計	43	26	3	1	7	6

注 入学前徴集は表記していない。

た。さらに、法学部ではもう一人志願したが丙種判定のため入隊しなかった旨の記載のある者がいた。これらを表に示してみると、表Ⅰ—4のとおりになる。休学者を、右の通牒によるものと仮定すると、朝鮮・台湾出身で一九四四年一月の段階で志願しないで大学に残れた者はわずく六人ということになる。⁽⁵¹⁾

③ 一九四四年一月以後

一九四三年二月の一斉入隊後は、徴兵適齢に達した在学者はそれぞれ徴集されていた。一九四三年二月二四日には徴兵適齢臨時特例(勅令第九三九号)が公布されており、徴兵適齢が一年下がって一九歳に改定され、徴集を受ける範囲は一層拡大することになった。敗戦までの徴集者数は、大学入学後が合計一、三八一人、入学前徴集(後述)九一九人も合わせると二、三〇〇人となり、一九四三年二月の徴集者数を上回る「表Ⅱ—1」。しかし、彼らの徴集時期はまちまちであり「表Ⅱ—22」、当然ながら軍の動員の都合により左右されたと思われる。したがって、京大ではこれらの入隊者に対して特に全学的な壮行行事を催した記録はない。⁽⁵²⁾なお、朝鮮・台湾出身者に関しては、彼らの一斉入隊であった一九四四年一月より後の時期に入隊が確認された事例はない。

④ 入学前徴集⁽⁵³⁾

高等学校・大学予科・専門学校等から一九四三年二月に徴集を受けた者のうち、翌年九月卒業見込の者は、大学の場合と同様仮卒業とした後、九月に卒業の手続がとられた。それに先だつて文部省は、一九四四年六月二七日に彼らの大学入学選抜方法について次のように公表している。⁽⁵⁴⁾

仮卒業ノ取扱ヲ受ケ入営入団中ノ者等ニ対スル大学入学者選抜方法ニ関スル件

- 一、出願期日 昭和十九年八月十日ヨリ八月三十一日マデ
- 二、出願資格 高等学校専門学校(之ニ準ズル学校ヲ含ム)ニ於テ左ノ各項ノ取扱ヲ受ケタル者ナルコト
- 1、昨年仮卒業ノ取扱ヲ受ケテ入営入団中ノ者

2、本年九月卒業ノ見込アリト認定セラレタル者ニシテ入営入団中ノ者書類によって選考すること、「大学ニ於ケル口頭試問及身体検査を行ハズシテ入学セシムルコト」「右ノ特別取扱ニ依ル入学者ハ在営在団中休学者トシテ取扱フコト」も定められた。現実には、出願期日前後は、該当者たちは陸海軍とも訓練の最中で間もなく実戦配備という状況であり、自ら大学に赴くことなどできる相談ではなかった。実際には高等学校から、教育訓練を行っている部隊や学校宛てに書類が届き、希望の進学先を書いて返送したらしい。実質的には、入試なしに大学に入学することになるわけだが、一九四四年一〇月や一九四五年四月の入学者には、この入学前徴集者がかなりの数に上っている「表Ⅱ―1」。

⑤軍別構成

一九四三年の臨時徴兵検査の際には、受検者は陸海軍どちらを志望するか聞かれたという。彼らの志望がどれだけ反映されたものなのか定かでないが、学籍簿に記載されている軍別を表に示した「表Ⅱ―22」。ただ、軍別の記載がほとんどない学部もあり、全学の数値では不明分が多いので、ほとんどの徴集者につき軍別が記載されている文学部と法学部を見てみると「表Ⅱ―23・25」、文学部では陸軍二二一人に対し、海軍八〇人（比率にして七三対二七）、法学部では陸軍六一〇人に対し、海軍二六一人（同七〇対三〇）という結果が出た。一般的に、学徒達は陸軍よりも海軍に好印象を持っていたと言われるが、そのイメージがこの結果とどうつながるのか、結論を出すにはまだまだ材料が必要であろう。

その後の敗戦までの徴集になると、このように志望を聞かれることもなかった。一九四四年九月に限り海軍からの徴集が多くなっているが、その他の時期は陸軍の方が圧倒的である。

⑥大学院学生

当時の大学院制度は、現在と異なりその入試、在学年限、学位取得等が厳密に定められているわけではなかった。例えば在学年限についても通則第四六条

に「大学院学生の在学期間は一年以上トスル」と定められていただけであった。大学院学生の徴集者・戦没者、徴集年月を表Ⅱ―51～59に示した。研究科別では、文が絶対数・比率ともに断然高い。大学院学生については、徴集猶予の最高年齢を超えたため徴集される例がほとんどだと思われる。文が多いのは、年齢層が他の研究科に比べて高かったのかもしれない。徴集年月についても、一九四三年一二月は皆無であり、比較的各時期にまんべんなく分散している。また、工・医でも一定数の徴集者があるが、おそらくこれは技術系や軍医としてのものであろう。

5 軍隊における学徒兵

(1) 軍隊での進路

①陸軍

一九四三年一二月に入隊した学徒兵たちの陸軍での進路については、ごく概略を図Ⅱ―1に示した。彼らは、各地の原隊に入り、まずそこでいわゆる内務班を単位とした三カ月の初年兵教育を受けた。そして翌年二月には多くの者が幹部候補生の試験を受けたものと思われる。幹部候補生の試験は、学校教練の検定に合格している者に受験資格があり、従来は四カ月以上の在営ののち志願する決まりになっていたが、この時は期間が短縮されていた。幹部候補生の種別は、兵科と各部（技術部、経理部、衛生部、獣医部、法務部）に分けられ、各部はそれぞれ専門の学業を取得していることが条件とされた。さらに採用者は、二カ月後の四月、学科、術科、内務等の成績から甲種幹部候補生（将校候補者）と乙種幹部候補生（下士官候補者）とに分けられた。甲種は兵科と各部にに応じて各地に作られていた予備士官学校や経理学校といった学校・教育隊に入り、乙種も軍教育隊や所属部隊等で教育が継続された。甲種の場合は一二月に見習士官を命じられた。実戦への配備は、もう少し早い段階から始まってお